

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に多くの方々から傍聴したい旨の申し出があります。つきましては、傍聴席数である30人の方について入場を許可いたします。そのほかの方は恐縮ではありますが、傍聴席満席のため、松戸市教育委員会傍聴人規則第5条により、入場を制限させていただきますことをご了承願います。

企画管理室長 まことに申しわけございません。傍聴席30名ということでございますので、制限されました9人の方々がおいででございますので、この方々につきましては、6階の会議室におきまして、スピーカーにて会議の状況をお聞きいただくことといたしましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 それでは、入場をお願いします。

## 開 会

委員長 ただいまから平成16年9月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は多数の傍聴人の方々のご来場がありますが、会議が円滑に進みますよう特段のご協力をお願いいたします。

## 会議録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録署名人を關委員をお願いいたします。

## 議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案3件となっております。

## 議案第48号

委員長 初めに、議案第48号「松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の制定につい

て」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

公民館長 公民館長の関口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第48号「松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の制定について」をお手元の議案書に基づきましてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、7月に開催されました松戸市教育委員会会議で議決をいただき、今般の9月定例市議会に上程いたしました松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正がおかげさまで原案どおり可決されました。これに伴いまして、松戸青少年会館管理規則に定められております樋野口分館トレーニング室に関する規定を削除するためでございます。

改正点でございますが、2ページ及び3ページ目の新旧対照表に記載してございますとおり、第5条第1項のただし書き「トレーニング室の使用については利用承認申請手続きを省略するものとし、トレーニング室使用券（第2号様式）により使用許可するものとする」を削除いたします。これにより第5条第4項の第3号様式以下、第9条第6号様式まで、順次1様式ずつ繰り上がるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 以上の説明でございます。青少年会館の条例改正に伴う規則改正についての議題ですが、いかがでしょうか、何かご質問なりありましたら、受け賜ります。

ちょっと伺いますが、トレーニング室の使用状況はいかがですか。

公民館長 おかげさまで毎年2,000人余りのご利用をいただいております。大方が地域の高齢者の方でして、青少年のご利用というのは大体40%前後でございます。そういう状況がございましたものですから、先般もご説明申し上げましたが、青少年会館を青少年にもっとご利用いただけるようにということで、このように変えていきたいと考えております。利用状況はそのような状況でございまして、4月以降もその状況は余り変わっておりません。

以上でございます。

委員長 こういう変更は広報か何かに載るわけですか。

公民館長 これは10月15日の広報に掲載いたします。それから、青少年会館のホームページにも掲載いたしますが、なお青少年会館及び樋野口分館の方にそのような掲示をいたしますので、皆様にはその周知ができるかと考えております。

瀧田委員 一つ質問させていただきますが、トレーニング室にスポーツ機器がございますよね。

あれは今後どのように。

公民館長 トレーニング機器に関しましては、スポーツ課の方へ事務を一本化いたしまして、柿ノ木台公園体育館及び運動公園に設置するという事です。

瀧田委員 ここにはもう設置しないわけですね。

公民館長 樋野口分館の方からそちらの方へ移設します。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 この問題に関して、質疑、討論はよろしゅうございますか。

それでは、議案第48号について討論も終結いたします。

議案第48号を採決いたします。

議案第48号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第49号

委員長 次に、議案第49号「入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第49号「入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いいたします。

この理由でございますが、前回の教育委員会会議でもご指摘いただいたところでございますが、学校選択制などの規定の整備を図ったものでございます。その具体的な内容につきましては、次を開いていただきたいと思います。

そこに改正することが書かれておりますが、まず1つ目としましては、「第3条第1項に次のただし書きを加える。ただし、教育長が特に必要と認めるときはこの限りでない」、これを加えたい。これはまた説明させていただきます。

2つ目は、細かいことですが、第3条第1項第1号中「別紙様式」を「第1号様式」に改めると。その後に2号様式というのが出てくる関係で、1号様式という順番を考えてまいりたい。

3番目に、学校選択制について条文を設けると。「学校選択制、第4条前条第1項の規定

にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者は、就学を希望する学校が第2条により指定された学校の属する学区に隣接する学区又はそれと同様と認めることができる学区にあり、かつ、当該学校に徒歩通学が可能である場合は、学校選択希望票（第2様式）により学校の選択を申し出ることができる

（1）市立学校の第1学年に入学する者。

（2）市外から転入し、市立学校に転学する者。」

新1年生についてやっているんですが、年度途中で松戸に転居されてくる方についても、一度はやはり選択できるという条件が同じようにあっていいのではないかというふうに考えています。また、実際にそういう希望がございます。

委任でございますが、4つ目の項ですが、第5条を設けまして、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める」、これもまた説明させていただきます。

また、5つ目としまして、「別紙様式中『なお、住所及び申し立て理由が変更になった場合は、直ちに転校します。』を削り、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える」。

次を開いていただくと、これが新しい学校選択制の規則に設ける保護者の方に書いていただく様式でございます。

次を開いていただきたいと思います。

規則の新旧対照表を載せてありますので、これで少し説明させていただきたいと思います。

申し立てのところには第3条に、改正案の方に「ただし、教育長が特に必要と認めるときはこの限りでない。」、これを入れさせていただきたいと考えている理由でございますが、申し立ての場合に、何らかの書類をいただいております。転居が決まっている、お家を買ったという場合は、そういう契約したものをいただいている。それから、病院に通わなければならないというような理由につきましては、保護者の方に診断書を出していただく。あるいはお仕事の関係ですと、就労証明書をいただくとか、そういった関係でもらっているんですが、それからまた兄弟が既にその学校に入学しているというときは、これは書類を出していただくよりも、こちらで確認がとれます。

そうでなくて、不登校になって、あるいは人間関係がうまくいかないの、校長先生としてはこの子はぜひ学校に置いておいた方がいい、こちらの方に移動した方がいいという意見書をいただいている。これでほぼ対応できているんですが、やはり近年いろいろな状況が変わりまして、それでは対応できないようなケースが出てきております。

例えば7月に対応していたことなんですが、松戸の小学校を卒業して、私立中学校へ行きまして、通っていたんですが、うまくいけなくなった。そして、その私立中学校をやめなければならない状況、松戸の中学校に戻ってきた。普通ならば学区の学校に入る。ただし、学区の学校ですと、小学校のときの友達やなんかもいて、どうしてもそこではまた新たに頑張れるという自信がない。ちょっと離れたところに通いたい。これは学校の校長先生から意見書をもろうといっても、どこからももらえない状況です。入学を認めていかなければならない。

あるいはやはりつい最近なんですが、保護者のお父さん、お母さんで子供さんについて親権争い、今まで親権のある母親の方の学校に通っていたんですが、なかなかその中で養育が難しくなっていて、親権はないんですが、お父さんが連れて行って、そしてお父さんの住んでいる学区の学校に通わせたい。だけど、母親の方は、もとい学校の方には、絶対転校させないでいただきたいと。校長さんの方で意見書を書くわけにはいかない。そうかといって、それをほうっておくと、子供の教育はそこでストップしてしまう。これはやはり学校に入れていかなければいけない。

あるいは小学校を卒業して、中学校の入学直前に、やはりどうしても中学校の友達関係で難しいので、違う学校に入れていただきたい。実際ことしは入学式の前日の夜、そういう相談がございました。これは小学校の校長先生からいただくわけにも、もうそういう時期ではありませんので、これはすぐ事情を確認して、対応した、そんなことが結構出てきております。

また、統廃合に伴いまして、閉校する学校については、希望する学校について、保護者の方が行きたいという声があれば、ほかの学校にも入れていかなければならない。これも学校長から意見書をもろうケースではない。そういったことを考えましたら、教育長が特に必要と認めるときには、学校に入れるべきだろうと、そういうふうに考えておりますので、この条文を入れさせていただきたいと考えております。

それから、その次の(1)の学区外就学申立書、現行では「別記様式」というふうに書いていましたけれども、これがさらに第2号様式が出ますので、こちらを「第1号様式」という表現に変えていきたいと、こういうふうに考えます。

それと、その次に新しく第4条として、学校選択制について条文化したものをそこに入れる。

そのほかに第5条としまして、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別

に定める。」、運用事務的事項について委任するという形になっているんですが、どんなことを具体的に想定しているかといいますと、去年は選択制ということをごで教育改革の中で説明しながら、要綱として進めておりました。余りにも希望者が多いときには抽選をしていかなければならないというような状況がありましたので、抽選の要綱というものを、実際公開抽選でやろうと考えておりますので、どういう方法で手順をやるかという、立会人はどういう方をお願いしていけばいいかということをご定めてございました。それもやはりこれからも定めていかなければならない。そういった事務的な運用事項については委任という、別に教育長が定めるという形がよろしいのではないかというふうにご考えております。

それと、次の様式を見ていただきまして、現行と改正案の様式が載っております。現行の申し立ての様式、以前別記様式と言っていたものですが、その下の方に「なお、住所及び申し立て理由が変更になった場合は、直ちに転校します。」ということが入っています。これを確認して、申し立てをいただいていたんですが、実際これは病院に通うんだということで、学校を変わっていた方が、病院の方に通わなくなっても、実際は子供はその学校でいろいろな人間関係が進んでいたり、その学校の生活が続いていますから、病院に通わなくなったから、すぐ学区の学校に戻りなさいということも、これも不自然なことでありまして、あるいは保護者の方が小学校に入るときに働いていましたけれども、3年間働いていたけれども、その後働かなくなったから、学区に戻りなさいということも、これもおかしいことだなど。

保護者からの申し立てがあれば受けるのがよろしいのかなと。そうでなければ、その理由が消滅しても、入った学校で教育が継続していくのがよろしいのではないかなということごで、今まで入っていた条件を見直しまして、これは削除した方がいいだろうということごで、右側の改正案としては、「住所及び申し立て理由が変更になった場合は、直ちに転校します」ということを削除させていただきます。

その下に第2号様式として、学校選択希望票で保護者に書いていただく様式を添えております。

次のところの6枚目になりますが、これが入学する学校の指定に関する規則、下線が引いてある部分ご変更、あるいは加えて、全体の規則の条文になっております。

ご審議のほどよろしくご願いいいたします。

委員長 この規則の中身ですが、ごういうふうにご条文に書くと非常に難しい、解釈するのにごしかり読まないとわからないごう感じがしますが、いかがごしょうか。ご質問なり、ご討論してごいただきたいごう思います。

例えば保護者が、何か希望なり、心配事なり、あった場合に、相談する窓口としては、まず第一にどこへ行けばいいんですか。

学務課長 学務課でございます。松戸の学校に在学しているお子さんにつきましては、当該校の校長先生でも結構です。その場合には多分担任の先生に相談しているケースがあると思います。

委員長 今、進行しています学校選択制について、何かトラブルみたいなものがありましたか。

学務課長 4月にスタートして、具体的にそれがまずいとか、そういう話は聞いておりませんので、ことしも今、実際進めて、もう10月1日をめどに細かく保護者の方にお知らせしていく方向性です。基本的に問題があったということを変えたりしているところはありません。

教育長 ここ数年の申し立て制度による児童生徒の動向、動き、それと昨年度出発しました選択制における児童生徒の動きについて、簡単に経過を説明していただけますか。

学務課長 平成12年度の申し立てでございます。小学校をまず言わせていただきます。小学校で563名、これは全体で2.25%と考えております。1年生だけですと165名。13年度は全体では668名、1年生では207名、14年度は743名、1年生では278名、平成15年度では804名、1年生は304名でございます。平成16年度は379名で、前年度より半分以下に戻りました。1年生につきましては236名でございます。

それから、中学校でございますが、平成12年度、申し立て323名、1年生が158名、13年度が372名、1年生187名、14年度が362名、1年生232名、15年度が422名、1年生が273名、16年度につきましては今196名、1年生が150名と。

その減った部分につきましては、中学校は特に、小学校もそうでございますが、選択制の方に、理由を聞かないで認められる隣接学区、ほかの学校に通いたいということで動いたかなど、そういうふうを考えています。

委員長 そのほかにどうぞ。

瀧田委員 今、該当時には保護者あてに学校の入学に関する書類を云々という話がありましたけれども、選択制というのはもう2年目に入って、大体周知していることとは思いますが、このことについては特別な用紙というのは同封しないんですね。

学務課長 今、少し用意すればよかったんですが、これが近々のうちに、まず小学校に入学する方については、幼稚園、保育園、それから松戸市内だけでなく、近隣も含まれていくと、そういうふうを考えております。それから、中学生対象には、小学校全部に6年生の保護者の方に配ってくださいということです。それから、各学校がどういう説明会とか、そういっ

た細かい日程を入れたものを配るようしております。

それでも漏れることがございますので、インターネット等でも公表していきますし、最終的に確実に行くのは、新1年生の入学通知を12月の中旬に届くようにします。これは12月1日の住民基本台帳で出して、全員に入学通知を配ります。その入学通知の裏に学校選択制と申し立て制度の概略が書いてありますので、その入学通知が届いてから、学校選択制の受け付けはできますので、全員には行くだろうと、そういうふうに考えております。

瀧田委員 わかりました、ありがとうございます。

委員長 何らかの理由で12月に間に合わなかった場合はどうしますか。

学務課長 間に合わなかったというか、申し立てにつきましては、これは早くから受け付けますし、それから入学式の前日まで受け付けておりますので、事情がはっきりして、こういうわけでこちらの学校に変わった方がいいということが明らかであれば、それは対応していきたいと思います。また、選択制がはがきは多分行っているんですが、昨年もはがきがどこかへ行ってしまって、それがおくれたんだという形につきましては、受け入れる学校の状況を見ながら、希望がかなうような方向で対応させていただいております。

委員長 ただいまの説明で質問はほかにございませんか。

關委員 この改正条文は、以前議論したものを追加したということですね。これがなかったので、前回これについて議論した点を、これですっきりさせようということですね。

学務課長 2本立てだということがこれで明らかになると思います。

關委員 そうですね。条文の中身としては、こうなるのかなという気がします。これらについてはどんなことが予想されるのかちょっと疑問だったんですが、先ほどの説明でわかりました。

質問は、去年のケースで、抽選というのは現実になかったのかどうか。仮にあったということを想定すると、この用紙ですと、様式1、2、いずれも第2志望というのがないんですよね。だから、第2志望なんていうのを認める前提で選択制を考えたのかどうかです。つまり、この改正案の様式1、様式2、両方を見ると、就学希望校というのがあるって、一つの欄だけですよね。仮にここに第2志望的なことを書く必要があるかどうかということが質問です。

学務課長 現在は第2志望ということは考えていないんですが、かなりの数は入っていくだろうという、抽選でなくても、幾つか大変大きな学校がありますので、その受け入れ枠が非常に少ない状態ですから、そこが万が一抽選が出るかなというようことは考えております。

そこがだめだったら、第2希望であっちに行きたいといったときに、去年もそんなことを内部で検討させていただいたんですが、そもそも就学した学校に入りたくないという何か理由があるんだろうと。この学校を選んだというのが第1希望というんですか、そこがだめだったら第2希望、第3希望、第4希望でどこかへ行きたいというのは、指定している学校があるわけですから、第2希望、第3希望をかなえていかなければならないというのは、そこに入りたくない理由があるはずだと。

これについては、何か理由があるのであれば、単純に第2希望に回した、第3希望に回りましたというより、その理由を聞いて、たとえば親戚の子がいるから、絶対比べられるから嫌だとかなどがあります。そういったことについては配慮すべき内容だろうなということで、申し立て等の制度は使っていけるだろうと、そういうふうに考えております。

基本的に第2希望、第3希望に行くということを希望するということは、最初に教育委員会が指定した学区の学校に行きたくないという理由があるだろうと。その理由を確認して、願いをかなえていく方がよろしいのではないかと。それは選択という考えではないだろうと、そのように考えております。

關委員 僕が思った質問というのは、全く単純で、抽選になった場合に、抽選漏れなんていうことが仮に想定されるとすれば、それを事前に避けるために第2志望に移ってもいいですよというふうな選択の可能性はあるかどうかということをお尋ねしたわけです。

学務課長 ちょっと今こちらでは考えていません。

委員長 ほかにございませんか。

それでは、ご質問なり、討論が終わった様子ですので、この議案第49号に対しまして採決させていただきます。

議案第49号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたします。

#### 議案第50号

委員長 次に、議案第50号「小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第50号でございます。先般、8月5日の教育委員会会議での、松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定の関連の中で、中学校の関係につきまして、平成17年度に小金中のお子さん方に新北中の方へ原則として18年度までに行っていたが、その後、現小金中の方へ子供たちを移動していただく旨のご説明を差し上げたところでございますけれども、今般請願が提出されましたので、ご説明申し上げたいと思います。

議案第50号「小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願について」

小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願を次により提出する。

平成16年9月27日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

請願の内容につきまして、読まさせていただきます。

平成16年9月8日付でございます。

松戸市教育委員会委員長、檜山嘉也殿。

小金中を残す会、北山秀樹様よりの請願でございます。

小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願。

突然の統廃合の提案ではあったが、子供達の未来の為に教育委員会の意向に従い、我が小金中学校は誠実に6月には準備委員会を設立してきた。にもかかわらず、今般当初より謳われた平等な統廃合とは掛け離れた、一方的な小金中学校の休校、新松戸北中学校への転校という理解しがたい内容に摩り替えられた。このことにより受けた精神的打撃は計り知れない。我が小金中学校は、休校、転校への変更は断固として受け入れない。

よって、下記の通り請願するものである。

#### 記

松戸市立小金中学校の現2年生徒が、平成17年度4月以降も現小金中学校校舎で小金中学校生徒として、学校生活を送り、平成18年3月末に同校で卒業する事ができるよう統合の1年延期を切望する。

以上でございます。

添付資料としまして、小金中を残す会について、在校生231名の方々にアンケート配付をいたしましたようでございます。回収は185名分、未回収46名分という形で、「承認する」が180名、「承認しない」が3名、無記名等が2名という形で、9月11日現在、全校で78%という形で小金中の保護者の方から承認された会であることを報告しますということで、添付資料としてついでいるところでございます。何とぞご審議のほどよろしくどうぞお願いいた

します。

委員長 このように請願についての説明がありました。小金中と新松戸北中の統合問題については、私ども委員としましても、かねてから留意をしてきたところではありますが、9月までの期間、ことしの6月に準備委員会ができて、お互いにいろいろ話し合いが進むということを知り、この統合問題については一安心だなと実は思っていたところでもあります。

ただ、その委員会はできたが、該当する小金中と新松戸北中とのいろいろな会合、折衝、いろいろな相談事、そういうことが一切行われていないという話を聞きました。これはちょっと心配だなとは思っておりました。そういった経過の中で、今回教育委員会の方から休校、転校という話が出て、それまでの説明が不十分であったというふうに解釈せざるを得ません。こういう請願が出たり、守る会ができたり、ある程度当然の結果だろうというふうに私個人的には解釈をしております。

ただ、今後の動向によっては、まだまだこの統廃合問題について前進的に考えなければいけないという観点から、いろいろこの際、議論をいただいて、もう少し説明を十分にし、理解を求めていかなければいけないかなということもありますので、十分にご議論していただきたいと思います。いかがでしょうか。

瀧田委員 ちょっと簡単に質問したいと思います。

具体的には時期的なものを伺いたいと思うんですが、時期的に今、考えていらっしゃるプランで、ある程度発表ができるものがあったら教えていただきたいのですが。例えばこれに書いてあると、小金中学校の休校とか、それから転校とか、新しい学校がどういうふうになるのかという時期的な、今まだ反対があったり、いろいろ問題があるでしょうけれども、17年度の4月からということをお考えになっているかどうかということをお伺いしておきたいんですが。

企画管理室長 本当にこの問題、皆さんにいろいろな形でご心配をかけたことにつきましては深くおわび申し上げます。私どもこの中学校の統合問題につきましては、いち早くご説明をさせていただきまして、小金中の保護者の方々もご理解いただいた中で、新校準備委員会というのを立ち上げていただいたということについては感謝申し上げているところでございます。

その後、小金中の方では新校準備委員会の方でいろいろなご検討をなさったということも聞いております。それと別に17年度受け入れていただく新松戸北中の方でも、NSPというような組織を立ち上げていただきまして、いろいろな形で学校内での研究をしているとい

うふうに聞いております。

そういった学校間のいろいろな交流も、恐らく先生方としてはあったのではなかろうかなというふうに思いますけれども、保護者の方々が一体となった勉強会というのは皆無であったということにつきましては、私どもいろいろな形での対応不足というふうに感じております。

先般も実はお話がありまして、先週の金曜日と申しますけれども、地域の方々から要請がございまして、私どもお邪魔し、そしてご説明させていただきました。地域の方々、そしてそこには保護者の方々も何名かおいでいただいたというふうに理解しているわけですが、いろいろな話し合いを2時間半程度にわたってさせていただきました。

その中ですが、17年度4月1日には新しい学校名をつけて、そしてスタートするには、いつまでが限度だろうと。実はそのちょっと前にも説明会、新校準備委員会の方々からの要請によりまして、私ども学校に出向きまして話し合いをさせていただいたわけですが、そのときも出ましたけれども、いつごろまでに新しい学校名をつければ大丈夫なのかというふうなお話がありました。

その中ではっきり申し上げましたけれども、これはハードルはあろうかと思えます。学校名というのは、保護者だけではなくて、地域の方々、そして教育委員会会議、そして議会という形のハードルを越えて決定していくこととなります。そうしたことをかんがみますと、遅くとも12月ぐらいまでには新校名を決定していただかなければ、ちょっと4月には、それでも難しいくらいですというようなお話をさせていただきました。

新校で17年度4月1日に新しい校名で入学したいということでしたらば、一日も早く校名を決めていただくような手続をしていただきたいし、我々もそれに対してはどんなことがあっても努力をして、皆さんにご支援を差し上げたいというふうなお話をさせていただきました。

そのためには小金中学校の新校準備委員会だけではなくて、やはり新松戸北中学校の方のその辺の実情をですね、今、小金中はどういうふうな形で悩んでいらっしゃるのかということも含めまして、小金中学校の方にも早急にお話をさせていただきたいと。そして、両者の話し合いの場を設けて、そして進めていただきたいというような話を申し上げたのは、小金の新校準備委員会の方々との会議は1回、そして先週の地域の方々が入っていただいた会議の中での1回、そういったことで説明させていただいた経過がございました。

いずれにしましても、17年度に新しい学校名という形で、新しい名前をつければ、それ

で済む問題なのか。それとも学校名は、ちょっと別に置いておいて、小金中学校、そして新松戸北中学校の学校教育のいいところをお互い持ち合って、新しい意味でのソフト的な観点に立った新しい学校づくりを目指し、そしてそこにお子さん方が通うことによって、ハード的ではなくて、ソフト的な環境が整っていくのではなかろうかというようなお話をさせていただきたいなと思いますし、私もそういう考えを持って進めていきたいなと。

ですから、どちらかというところ、ソフト的な、学校のいろいろな教育的な見地に立って、校名とは別な形で進めていっていただければ非常にありがたいというふうに思いますし、先生方もそのような形で今努力していただいているところでもあります。そのようなことで、新校名と学校の統廃合というのは、私は別に考えて進めていくのも一つではなかろうかなというふうに思います。

これから、小金の保護者の方々、それから新松戸北中の方々とも、どういうふうにやっていくことが一番いいのか、積極的に会をしまして、いい方向へ進めていきたいと、経過としてはそのような経過になります。

灌田委員 ありがとうございます。慎重に検討中だということで把握してよろしいですね。

企画管理室長 慎重、さらには積極的にお話をさせていただきたいと。

委員長 今、室長が説明した内容について、先週の金曜日というお話でしたが、新松戸北中の保護者も一緒に説明を受けましたか。

企画管理室長 新松戸の方はおいでになりません。

委員長 新松戸の関係の人たちには、今回のその説明をしっかりとしていないんですか。

企画管理室長 この件につきましては、今週早々に校長先生とも協議して、今、小金中の保護者の方々がどういうふうな気持ちでいるのかというのを忠実に伝えていきたいと思っています。先週の金曜日の会議が終わりました後、別件で会う用事がありましたので、その辺の話もさせていただきまし、正式な形では、この教育委員会会議を経まして、早急に新松戸北中の方にもお話ししたいと思います。

委員長 今回の問題、6月の時点まで戻って、その後の相談といいますが、両校の関係の人たちのいろいろな相談事を始めることに一番のかぎがあると思うんです。ですから、その辺ひとつ慎重に検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

根守委員 6月には準備委員会を設立して、穏やかに、そして校名をどうするかと、和やかに設立に当たったのお話があったと思いますけれども、平等な統廃合とはかけ離れたということ、それがネックになるのではないかなと。それから休校とか、転校ということに対しての

理解がされていないような感じも受けます。

これからは恐らくそれを理解していただくための説明をなさるのではないかなと。100%理解していただくというようなことは、いろいろな方面で不可能だと思いますので、十分な説明というようなことで理解していただけるような方法をとると思うんですが、余りこういうようなことで生徒たちにぎくしゃくというようなことは、教育上余りよろしくないと思います。親もそういう気持ちだろうと思いますし、私たちもそう思います。今後の説明を期待していきたいと思います。

瀧田委員 例えば今この請願書では、現2年生が単学年になるわけですね。2年生だけの学校になってもやっていきたいというのが、17年度から実際に始まった場合、起こり得ることなんでございましょうけれども、そういう場合、小金中単学年で残るときと、新松戸北中の方に一緒になってやっていくという場合と、それから私なんかはちょっと単純に考えますと、場所だけを移動して、学校は北中のままでやるとか、そういう3通りぐらい簡単に考えても考えられるわけですが、例えば中学校の3年生だけがずっと1年間単学年でいた場合に、行政上とか教育上の問題で、何か問題点というのは考えられるでしょうか。授業とか運営とか含めまして、教えていただければ。

生涯学習本部参事監 今おっしゃったようにいろいろなパターンがあると思います。基本的には、統合しますと、1つの学校でございましてから、1つの学校に2つの学校があるということとはあり得ないということになります。校舎を建てかえるから、その間提供して、また戻りますという場合はありますが、そうでない場合は一緒の学校になるということになります。原則的にはそうです。

もちろん単学年で残りますと、新しい環境でなく、今までが比較的守られるかなと思う反面、下級生がいらないわけですから、部活動によっては試合に出られない、人数が足りないということも当然起きる可能性が高いという部分も出てきます。卒業式で送られる方はいますが、送る方がいないということも考えられると思います。心情的な問題を考えますと、単学年で残ることのデメリットと、先程申し上げたように、今までのあり方を比較的变化りなくできることと、その辺の選択というのは、非常にそれぞれ違うところもございまして、一般的な見解を申し上げますと、今申し上げたように、いろいろな活動に、学校行事等も含めて、単学年というのは基本的には好ましくないだろうというふうに考えております。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございました。

委員長 以前ここで承認した計画案、それで見ますと、新小金中学校（仮称）の新設についての段取りと生徒の動き、校舎等の利用、あるいは建築、最終的にはパイロットスクールとして、小金中学校を新設すると、この動きですね。この動きについてのシミュレーションはここでは余り議論していないんです。

ですから、そのシミュレーションがどのようになっているのかというのが今出てきた問題だと思っんです。細かい議論、あるいはどういうふうに子供たちを教育するかという、その詰めた議論を、そのプロセスも含めて余り議論してこなかった気がします。それを準備委員会や、あるいは準備室でもってどのように詰めていくかということが大事なんだと思います。

私が一番心配するのは、部活も大事ですが、大事なのは教育なんです。2年生は3年生になりますから、高校受験を控えます。そのときに混乱しないように、いかに現2年生を3年生として指導していくか、これが一番大事ではないでしょうか。他校に転校した場合に、なじむために時間がかかる、あるいはなれない指導や違った指導を受けて戸惑うこともある、受験に動揺することもある、不安がある、そういうデメリットをどういうふうにして解消してあげるか。

この中でも説明としては、手当てはちゃんとすると。新中学校に統合しても、人的にちゃんと手当てするとあるんですが、もしそうであるとすれば、どんな手当てが考えられるか、あるいは現2年生をきちっと高校受験に向けた指導をするという、そういう案をつくっていかなければいけないのではないのでしょうか。それが一番気になりました。

委員長 その点いかがでしょうか。

学校教育担当部長 ちょっと違うかなと思うのは、当初統合方向へ動いていまして、この請願書にもあるように、統合することで動いているんです。だから、今、關先生がご心配なさっている件については、当初からそのつもりで、子供の件については、いろいろ配慮しながら進んでいく、そういうふうになっているわけです。

したがって逆に、進路の件、そういうことも含めて、逆にこの請願でいって、残ったとした場合に、今までと違う形が出てしまうんです、進路の問題だけについて考えると。この請願の件は、先ほどご指摘があったように、平等な統廃合とはかけ離れたところから来ている点なんです。休校、転校という、この言葉から来ている件ですので、ちょっと違うかなというふうに私は感じます。

もう一つ、わからないなと思ったのは、この請願書を出された方は、小金中を残す会なんです。「記」の方になってきますと、現2年生が卒業できるようにと、こういう請願書なん

です。解釈に非常に困ってしまうんです。出された方は、統廃合とか、そういうのを一切抜きにして、小金中を残すというふうに出された、書面からいくとそうなる。ところが、「記」でいくと、2年生だけ残していただきたいというふうになって、個人的には判断に困っています。

以上です。

關委員 私の理解も十分でないかもしれません。今のご説明は恐らく反論でしょうから、ちょっと私の考えを言わせていただきます。

この請願の文言は、確かにそういう意味で問題がないわけではないんですが、言いたいことは、今般当初よりうたわれた平等な統廃合とはかけ離れて、一方的な小金中学校の休校、新松戸北中への転校という内容についての文言、これは恐らく教育委員会事務局と当該校の皆さんとの意見の相互理解の不足があると思うんです。委員会での決定事項について、精神的な打撃を受けたと言っているわけです。だから、こういう激しい表現になっているんだと、僕はそう読みました。ですから、その意見交換の行き違いを考えてやる必要があると思うんです。

したがって、単にこの文言について、これはおかしいと、この内容については既に決まっていることではないかというふうな、そういう理解はできないわけではないんですけども、そのところはやはり少しおもんぱかってやる必要がある。先ほど説明が事務局からあったように、単学年で継続することについて、メリット、デメリット、特に短所の方が多いということの説明されたのを受けて、私は言ったつもりです。もしそうだとすれば、単学年でも存続は可能であるというふうな前提で私は聞いたものですから、だとすれば、やはり2年生の教育を中心に考えるのが筋ではないかという発想です。

ですから、いきなりそれを私は単学年で残してはどうかと、そういう趣旨ではないんです。そういう長所も短所もある。だから、可能性としては、今後の話し合いとしては、そういう長所、短所というのをお互いに出し合って、お互いにどういう方向が一番ベストであるかという話し合いをしてほしいということを言っているわけです。

瀧田委員 やはりこの文章の小金中学校の休校、新松戸北中学校への転校というところは非常に私もひっかかっている、こういう理解だとすると、大変悲劇的なのではないかなというふうに思ったんですが、新しい新学校、パイロットスクールと名乗っていいかわかりませんが、新しい学校への一つの道筋の手段で、そうせざるを得ないというふうになっているのでございましょうけれども、幾ら新しいことへの手段といっても、現在3年生は

4月に卒業するからいいでしょうし、2年生というのは、その真ただ中にいるわけで、その2年生に本当に心を砕いてあげなくてははいけない。

そのためにはどっちがいいかというのは、正直言って、少し時間をかけて、お互いの歩み寄りがないと、一方的にその場だけ見てもいけないし、それからその場を無視してもいけないしということなので、やはりまだまだ少しちょっとこの文章から見ると、実は「理解したい内容」と書いてありますけれども、理解していないのではないかなというふうに思いますので、教育委員会の方からの説明とか、それからもっともっと砕いた説明とか、具体的に私なんかは母親であったこともありますから、例えば制服はどうなのとか、親でしたら、そういうことまでも実際には考えるわけです。

ですから、もう少し具体的なこともきっちり話して、そして両方のメリット、デメリットを子供にとってどうなんだろうか、一人一人の子供がなるべく取りこぼれのないように、そしてそれが全体の教育行政の中で生かされていくようにというふうに思うわけなんですけれども、もう少し説明を具体的に保護者にする必要があります。

それから、2年生だけの意見を聞いてみることも、自分でこう言ったからには、自分で責任を持つだろうしみたいなどころがあるわけですから、生の声を聞くチャンスも本当は委員会の方で持ってみてもいいのではないかと思います。こう決めたから、こうだよというのは、なかなか今、説得がしにくいかなというふうに思ったりもします。まだちょっと時間が欲しいかなというふうに思っているところです。

委員長 こういう状況で、この問題、非常に難しい部分がたくさんありますけれども、先ほども申しあげましたとおり、せっかく6月にいいところまでいって、そこで進展していかなかったというのが非常に残念なところです。請願する皆さん、ここでこぶしを振り上げて、これをおろしていただくというのは非常に難しいかもしれないけれども、やはりある程度タイムスリップして、6月まで戻って、もう一度そこからスタートするような説明方法というのは考えられないですか。

企画管理室長 新校準備委員会を6月に立ち上げていただいたんですけれども、なかなか進展しなかったということで、申しあげましたように、私どもの不徳のいたすところというふうに思っているところでございます。先ほど来申しあげましたけれども、本当にこれは皆さんに対する説明不足等々があったから、こういうふうな結果になったのではなからうかなと思います。

休校と廃校という問題があります。例えばの話、新北中、小金中の両校を廃校して、新し

い名前の学校をつくる。そういう話でずっと経過としては来ていたということでございますけれども、たまたま新松戸北中がいいとか悪いとかというふうな話ではなくて、両者の話し合い、あるいは教育委員会の不手際で、なかなか新しい学校名が決まらなかったという中で、どういうふうな形をしたら一番よろしいのかということで、私ども事務局も考えさせていただきました。

その辺でちょっと食い違いが出たんですけれども、廃校というのは、学校がなくなってしまう。いずれ今ある小金中のところへ戻ってくるんだから、廃校ではなくて、やはり休校ではなからうかということで、県の方と随分協議させていただきました。県の方から言いますと、休校という言葉は、学校の法律用語ではありませんという話も実はございました。これは小金中の保護者の方々にも、地域の方々にもご説明させていただきました。

ところが、インターネット等々で調べますと、和歌山県、広島県で休校している県がございます。こういう県もあるんだから、千葉県もやってできないことはないのではないかと。いろいろと調べさせていただきました。

廃校と休校の大きな違いは何か。休校は、当然学校があるということですので、補助金の問題とか、いろいろな問題、条例上も小金中は残っているわけです。ところが、廃校は、文字どおりなくなるということです。ですから、施設管理については、休校ですと、教育委員会の管理下になります。ところが、廃校になりますと、当然地方交付税に算入されませんので、市長事務部局の方に移行されまして、施設管理は首長の事務になる。学校施設条例を改正して、廃校しなければならないというふうな形になります。

私どもとしては、19年度には必ず小金中の方へ戻っていただくという考え方を持っておりましたので、そういった面から今回廃校ではなくて、休校という言葉を使わせていただいた方が、皆さんによりご理解いただけるのではなからうかという形の中で、今回お願いしたところが、皆さんからすると、両校が廃校だったら、新しい学校ができるけれども、片方が休校ということになると、片方が残ると。片方が残るということは、転校である。

一般論としてはそういう形になるわけですがけれども、それが転校になるのかならないのかというのは、今、いろいろな形で調べてさせていただいておりますので、ちょっと時間をいただければと思います。例がないような状況下にこのところありましたので、その辺も我々のフォローアップと申しますが、よかれとして休校という名前を使ったことが、逆に保護者の方々にご迷惑をかけたと、こういうことについては本当に申しわけなかったと。もう少し早く皆さんのもとへ出向きまして、こういうものなんだから、この方がいいでしょうと

いうふうなお話を、納得いただくようなご説明をさせていただければ、こういう問題にはならなかったのではなかろうかなと、その辺については十分反省しております。

いずれにしても、今申し上げましたような形で早急に検討を進めていきたいと思しますので、ご理解いただければと思っています。決して、当初考えておりました、計画を取り下げて、新たな計画に変更したということは全然考えておりませんので、その辺はご理解いただければありがたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

委員長 この問題については、いろいろ慎重に考えているところですが、結局今の2年生の保護者の方々のいろいろな意見、こういう人たちの意見を尊重して新しい小金中学に反映させなければ、この人たちの生徒も北中の方で卒業になる、ことし入学した1年生は既に北中に入学している、来年4月に入学する中学生も北中に入る。となると、新しい小金中を支援する人たちというのはいなくなってしまうんです。今そういう話をしないと、やはり小金中の伝統なり、いい面が残されない。

そういう意味において、6月に準備委員会ができた時点で、早々に北中の関係者の人たちと相談しながら、新しい学校づくりについて積極的に相談し、準備を重ねていくことが必要だったと思います。それを指導する立場にあるのはやはり教育委員会であったというふうに考えていますので、時間は過ぎましたけれども、もう一回努力をして、いい方向に持っていただければというふうに思います。

どうぞ、委員の先生方、何か追加がございましたら、発言をお願いいたします。

根守委員 小金中学校で卒業させたいというんですが、学校ではそれは不可能だと。けれども、卒業証書は小金中学校でということではないですか。

企画管理室長 保護者の皆さんの願いというのは、今ある小金中学校にそのまま通わせていただきまして、3年生になり、そして小金中学校という名前のもとで卒業させていただきたいというものです。

瀧田委員 繰り返しになりますけれども、ですから保護者の皆さんも、それから生徒さんも、単学年でやっていくことの本当の意味というのか、そのやはり大変なことも、私わかりませんが、かなりあると思うんです。3学年あるものが1学年しかなくてやっていくと、教員の数も早急に減らされるでしょうし、いろいろな問題点が起こってきた中での現実の3年生としての生活というのも考えなければならぬでしょうし、それを主張なさるとね。

それから、やはり今度は新松戸北中に移ったときの、これは本人も大切ですがけれども、親

御さんとか関係者の方々が堂々と賛成していかないと、何か反対したまま行くというのは、とてもとてもみじめな気持ちになるのではないかと思いますから、その辺は対等な立場でやっていくんだということの共通理解がないと、この問題はまだまだお互いが接点が足りないような気がしますので、そうかといって、いつまでも待っているわけにはいきませんので、早急に学校の方へ出向くとか、保護者会とかを、委員会の方でも開いていただくようお願いしたいと思います。

企画管理室長 早速そのような形で進めたいと思いますし、先週の金曜日のときも、地域の方々も1週間、10日ということではなくて、早く日にちを決めて、話し合いをする場を設けなさいというような話をおっしゃられましたので、私どもの方もそのような形で積極的にこちらの方からそういうことを考えたいと思いますし、既に各方面でそんな形で動いているようでもありますので、その辺も確かめました上で、小金中の保護者の方々、そして新北中の保護者の方々、地域の方々も踏まえて、ご説明に伺いたいと思います。

委員長 その辺ぜひがちりお願いしたいと思います。

そろそろ結論を出さなくてはいけない時間になりましたが、追加の発言がございましたら。

關委員 先ほど最初に説明があった校名を考えると、新校名はいつからのことを考えていますか。

企画管理室長 保護者の方々のご要望からしますと、17年4月には新しい校名にしてほしいということです。

關委員 僕もそれをちょっと意識したんです。アクションプランではパイロットスクールの開校は19年4月とありますよね。そうすると17年からの校名を今、議論するとなると、平等という言葉とリンクしてちょっと思っているわけです。何かうまく妥協する案がないのかなということです。

委員長 そもそも中学校の統合問題に関しましては、2つの学校を一応やめて、新しい一つの学校をつくりましょうという、新しい統合の発想だったはずですね。そういうことから発して、地域の人、保護者の人たちの理解を得ながら説明をしてきたと思います。そういうことで、何回も申し上げるようですが、ことしの6月にそういうスタートを正式に行ったところですが、それからどうも進行がうまくいっていないということで、これからもう一つその辺を一頑張りしていただきたいと思います。

そういうことで、この請願についての結論を今ここで出すことは困難であると思います。

したがって、松戸市教育委員会会議規則第28条に基づきまして、継続審議にしたいとい

うふうに考えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、採決いたします。

本議案第50号について継続審議にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第50号については、次回の教育委員会会議に継続審議ということに決定させていただきます。

教育長 小金中学校の保護者の皆様には、数々忍びがたいこともおありになったにもかかわらず、前向きに協力していただいて、大変感謝しております。ところが、今般休校問題をきっかけに、まことに残念な結果となったことにつきましては、真摯に受けとめさせていただきたいと思います。委員会の付託を受けて、執行を任されている私としては、内心じくじたる思いでいっぱいでございます。

今後この問題について、誠心誠意協議をさせていただき、誤解があればそれを解き、新たな課題が見つければ、その解決のために努力していきたいと思います。私としては、理解をいただいた上で、計画どおり進むことを希望しておりますが、今後積極的にやはり話し合いをしていくべきだと思っております。

委員長 よろしく申し上げます。

本日の議案は以上でございます。

#### その他

委員長 次回日程について事務局より、どうぞ。

企画管理室長 次回の日程に入る前に、スポーツ課から千駄堀スポーツ広場の関係のご報告をさせていただきますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

スポーツ課長 それでは、新たなスポーツ施設のオープンについてお知らせします。

施設名は千駄堀スポーツ広場でございます。場所は、八ヶ崎区画整理の南側、21世紀の森と広場の西側にございまして、ごみの最終処分場跡地として、環境担当部が所管しております。その利用計画を検討しているようですが、本格的な事業計画がまだ決まっていないということで、とりあえず暫定のスポーツ広場として、5年間利用してもらうということになります。

このスポーツ広場は、基本的に自主管理をしていただきながら、なおかつできるだけ多くの市民に利用していただくということで、本市のスポーツを統括する体育協会傘下の団体に利用希望があるかどうか、広く声をかけました。そうしましたところ、7つの種目が手を挙げまして、現在利用に際しての約束事など詳細を詰めております。この広場は10月10日にオープンを予定しておりますが、一般の団体にも第2土・日と平日に利用していただくというふうに考えております。具体的には11月から貸し出しを予定しております。

それぞれの具体的な利用ですが、今お手元の地図の後ろ側ですが、A面がサッカー、ソフトボールなどを利用していただき、B面、C面はグラウンドゴルフ、ゲートボールなどを利用してもらうという予定になっております。また、B面の南側には、昭和53年以来、練習場所がなくて大変苦労しておりましたアーチェリーの専用練習場とすることにいたしました。

以上です。

瀧田委員 自主管理といいますと、それぞれの種目、体育協会の役員会か何かですか、それとも種目から。

スポーツ課長 それぞれ利用した後、自分たちが自分たちの手できれいにするという事です。

瀧田委員 使用料は。

スポーツ課長 無料です。ただし、隣に森の広場を利用する方たちの駐車場がありまして、そこが1時間100円、3時間を超えると500円ということになっておりまして、それを利用せざるを得ないということで、車で来た場合については、駐車場料金がかかると。

關委員 ちょっと時間をとらせて申しわけないんですが、教育委員の一人として、先日の議会での条例改正についての審議の経緯というのをここで伺いしていいのかどうか迷っています。私は条例改正については挙手しなかったものですから、それについては議会を通ったわけですね。そういう意味でその辺のいきさつをご説明願えればと。

本部長 それでは、9月定例会の日程を追って説明させていただきます。

9月1日に9月定例会が招集になりました。この際に、小学校の設置条例についての議案の提案理由の説明をしております。9月7日に各議案が各常任委員会に付託になっております。小学校の設置条例につきましては、教育経済常任委員会に付託になっております。

10日の日に教育経済常任委員会を開催しております。ここに付託された議案については3件ございました。それは、8月の教育委員会会議に出された内容でございます。設置条例以外の2件については、約40分ぐらいの審議だったと記憶しております。1時から開催されたのですが、1時40分ぐらいから設置条例についての審議に入りました。それで、終わ

ったのが7時でございます。休憩時間等を3回ぐらい挟んでありました。条例について、審議を終わりました。採択の結果、多数意見をもって承認ということになりました。

その議案について、今度は21日、本会議の最終日ですが、条例案として提出されて、本会議でも賛成多数ということで承認を得ております。条例について、10名ぐらいの方の討論がありました。採決の結果、先ほど申し上げましたとおり、賛成多数ということで承認をされています。

それで、議案第8号が小学校の設置条例の一部を改正する条例だったんですが、これに関連いたしまして、賛成に関する附帯決議というのが、賛成された会派の議員の方の方から提出されて、これも承認を得ております。この附帯決議についてはさきに各委員さんには配付してありますけれども、大きくは2点あるのかなと思います。今後この改革を進めるに当たっては遺漏のないように運営してもらいたいと。市民への十分なる説明を通して、理解、協力が得られるようにしてもらいたいというのが1点あります。

もう1点が、統廃合の後施設の利用、また今ここで審議いただいた小金中学校と新松戸北中学校の統合による新たな小金中学校、都市型複合パイロットスクールについては、本市の今日的財政状況を視野に入れ、既存施設の有効活用を大前提とした計画にすることなど、一般財源に過度な負担が生じることのないよう策を講じることをここにあわせて要請し、決議するというふうになっています。

9月定例会に上程されました小学校の設置条例に係る概要については以上でございます。  
關委員 ここにありますように、市民への十分なる説明を通し、理解、協力が得られるよう要請するとともに、市教育行政の信頼回復に向けて、最大限の努力をなさいと、それを要求するとあります。したがって、これはこの委員会に対する議会からの一つの見解でもあると思うんです。我々はここで十分議論しているつもりですが、議会の方でもこういうことを言っているということは、それを我々も重く受けとめて慎重に議論しなければいけないのかなというふうに思います。

委員長 それでは、日程をお話してください。

企画管理室長 次回の日程でございますけれども、10月14日木曜日、午後2時から、こちら5階の会議室でいかがでございますでしょうか。

委員長 それでは、次回教育委員会会議、10月14日木曜日2時からこの場所で開催したいと思えます。よろしいですか。

閉 会

委員長 では、以上をもちまして、平成16年9月の定例教育委員会会議を終了といたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後 3時38分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員